

2022年7月4日

各位

会社名 アジア開発キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン  
ANSELM WONG

**株式会社三ツ星の買収防衛策の発動としての新株予約権無償割当てに対する  
大阪地方裁判所の差止仮処分命令に関するお知らせ**

2022年6月16日付け「株式会社三ツ星のホームページ開示の内容に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社三ツ星（以下、「三ツ星」といいます。）は、同年5月18日に買収防衛策の発動としての新株予約権無償割当て（以下「本新株予約権無償割当て」という。）を決定した上で、同年6月16日、当社子会社であるアジアインベストメントファンド株式会社（以下「AIF」といいます。）を新株予約権の行使等が許されない「非適格者」に認定しました。その後、同月20日付け「株式会社三ツ星の代理人からの質問状受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、AIFは三ツ星から質問状を受領しましたので、同月23日付け「株式会社三ツ星の代理人からの質問状に対する回答のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、AIFは、当該質問状に対して回答するとともに、三ツ星がAIFを「非適格者」認定したことに対して嚴重に抗議しました。

そうしたところ、三ツ星の2022年7月1日付け適時開示「株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立ての結果に関するお知らせ」（※）によれば、同日、大阪地方裁判所が本新株予約権無償割当てに対する差止仮処分命令を発したとのことです。

このような大阪地方裁判所の決定に対して三ツ星は保全異議の申立てを行うことを検討しているとのことですが、今後、大阪地方裁判所の当該決定が覆らず、本新株予約権無償割当てが中止されるのであれば、三ツ星がAIFを「非適格者」認定したことも無意味となりますので、AIFが三ツ星から何ら不利益な取扱いを受けることはないこととなります。

以上

※ <https://ssl4.eir-parts.net/doc/5820/tdnet/2153632/00.pdf>